

梯川水系流域委員会 公開規定(案)

第1条(目的)

本規定は、梯川水系流域委員会規約第4条に基づき、梯川水系流域委員会(以下「委員会」という。)の公開方法を定めるものである。

第2条(委員会開催の通知)

委員会の開催については、記者発表を行うとともに、金沢河川国道事務所ウェブサイト等により一般に周知する。

第3条(委員会の傍聴)

委員会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条(資料の配付)

委員会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

第5条(資料等の公開)

委員会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

2 事務局は委員会が終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条(その他)

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則(施行期日)

本規定は、令和2年 月 日から施行する。